⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、①工事、②工事共に次の条件を満たす３社以内の組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐から㋒の要件を全て満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了したＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で下記㋐かつ㋒の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上の施工実績を有すること。

㋑　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工実績を有すること。

㋒　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。なお、㋐及び㋑は同一トンネルで施工した実績であること。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、本工事に配置する技術者は、平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を全て満たす施工経験を有すること。代表者以外の構成員にあっては、同じく次の(a)かつ(c)の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

(a)　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上の施工経験を有すること。

(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上の施工実績を有すること。

(c)　当該施工実績が適切なものであること。ただし、(a)、(b)は同一トンネル工事での施工経験であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が20%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号大槌・小鎚地区トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成25年度から29年度において独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターの造林木等販売の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 24 年 12 月 18 日

独立行政法人森林総合研究所
森林農地整備センター
東北北海道整備局長　金丸　　茂
関東整備局長　上野　司郎
中部整備局長　絲原　敏明
近畿北陸整備局長　切石　勤也
中国四国整備局長　山﨑　久男
九州整備局長　半仁田正光